

参考資料 1

技術検定の概要

1. 根拠

「国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、(中略)技術検定を行うことができる。」(建設業法第27条)

2. 概要

○種目: 建設機械施工(S35～)、土木施工管理(S44～)、建築施工管理(S58～)、
電気工事施工管理(S63～)、管工事施工管理(S47～)、造園施工管理(S50～)

○区分: 1級及び2級

○方法: 学科試験(マークシート)及び実地試験(筆記、建設機械では実技)

○指定試験機関

建設業法第27条の2に基づき、試験事務を行おうとする者の申請により、国土交通大臣が指定

- ・建設機械 : 一般社団法人 日本建設機械施工協会
- ・土木、管工事、造園 : 一般財団法人 全国建設研修センター
- ・建築、電気工事 : 一般財団法人 建設業振興基金

3. 技術検定の合格者の扱い

○級及び種目の名称を冠する技士の称号を称することができる(例: 1級土木施工管理技士)

○1級の合格者は「**監理技術者**」、2級の合格者は「**主任技術者**」になることができる。

主任技術者・監理技術者

○主任技術者・監理技術者の配置（建設業法第26条）

建設業者は、**工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者**として「主任技術者」を、また、元請においては下請契約の請負代金額の合計が一定以上の場合には、「監理技術者」を**配置**しなければならない。

		監理技術者	主任技術者
工事現場の技術者	元請工事における 下請合計金額	4,000万円以上 (建築一式工事は6,000万円以上)	4,000万円未満 (建築一式工事は6,000万円未満)
	資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ○一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・一級施工管理技士 ・一級建築士 ・技術士 ○実務経験者(指定建設業※を除く) <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 <p>※指定建設業：土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一級国家資格者 (左記同様) ○二級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・二級施工管理技士 ・二級建築士 等 ○実務経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大卒(指定学科)後3年以上の実務経験 ・高卒(指定学科)後5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験
	工事現場における 専任 の要件	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が3,500万円(建築一式の場合は7,000万円)以上で必要	
	その他の要件	建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 (公共工事における元請の専任技術者については、3ヶ月以上の雇用関係が必要)	

○主任技術者・監理技術者の職務（建設業法第26条の3）

工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の**施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理**及び当該建設工事の施工に従事する者の**技術上の指導監督**の職務を誠実に行わなければならない。

建設業法上の電気通信工事について

建設業法上の電気通信工事について

○建設業法上で、建設工事の種類(業種)は下記の29に分類されている。

 指定建設業 (建設業法別表第一)

土木一式工事 (土木工事業)	建築一式工事 (建築工事業)	大工工事 (大工工事業)	左官工事 (左官工事業)
とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業)	石工事 (石工事業)	屋根工事 (屋根工事業)	電気工事 (電気工事業)
管工事 (管工事業)	タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	鉄筋工事 (鉄筋工事業)
舗装工事 (舗装工事業)	しゆんせつ工事 (しゆんせつ工事業)	板金工事 (板金工事業)	ガラス工事 (ガラス工事業)
塗装工事 (塗装工事業)	防水工事 (防水工事業)	内装仕上工事 (内装仕上工事業)	機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)
熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)	電気通信工事 (電気通信工事業)	造園工事 (造園工事業)	さく井工事 (さく井工事業)
建具工事 (建具工事業)	水道施設工事 (水道施設工事業)	消防設備工事 (消防設備工事業)	清掃施設工事 (清掃施設工事業)
解体工事 (解体工事業)			

○電気通信工事の内容は、

「有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事」
と規定されている。(建設省告示第350号(昭和47年3月))

○その建設工事の例示として、

「電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事」と示されている。(建設業許可事務ガイドライン)

電気通信工事における 施工管理技術検定の必要性について

監理技術者、主任技術者の要件

		土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体				
建設業法	技術検定	建設機械1級																																
		建設機械2級																																
		土木1級																																
		◎土木2級																																
		建築1級																																
		◎建築2級																																
		電気工事1級																																
		電気工事2級																																
		管工事1級																																
		管工事2級																																
	造園1級																																	
	造園2級																																	
	地すべり防止工事士					1																												
	1級計装士								1	1																								
	解体工事施工技士																																	
	基礎施工士																																	
技術士法◎	技術士																																	
建築士法	建築士1級																																	
	建築士2級																																	
	建築設備士																																	
電気工事士法	第1種電気工事士																																	
	第2種電気工事士																																	
電気事業法	電気主任技術者																																	
電気通信事業法	電気通信主任技術者																																	
水道法	給水装置工事主任技術者																																	
消防法	消防設備士																																	
職業能力開発促進法◎	技能検定	1級																																
		2級			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
建設業法	実務経験	主任技術者であり、元請4,500万円以上指導監督2年以上																																
		大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上、その他10年以上																																

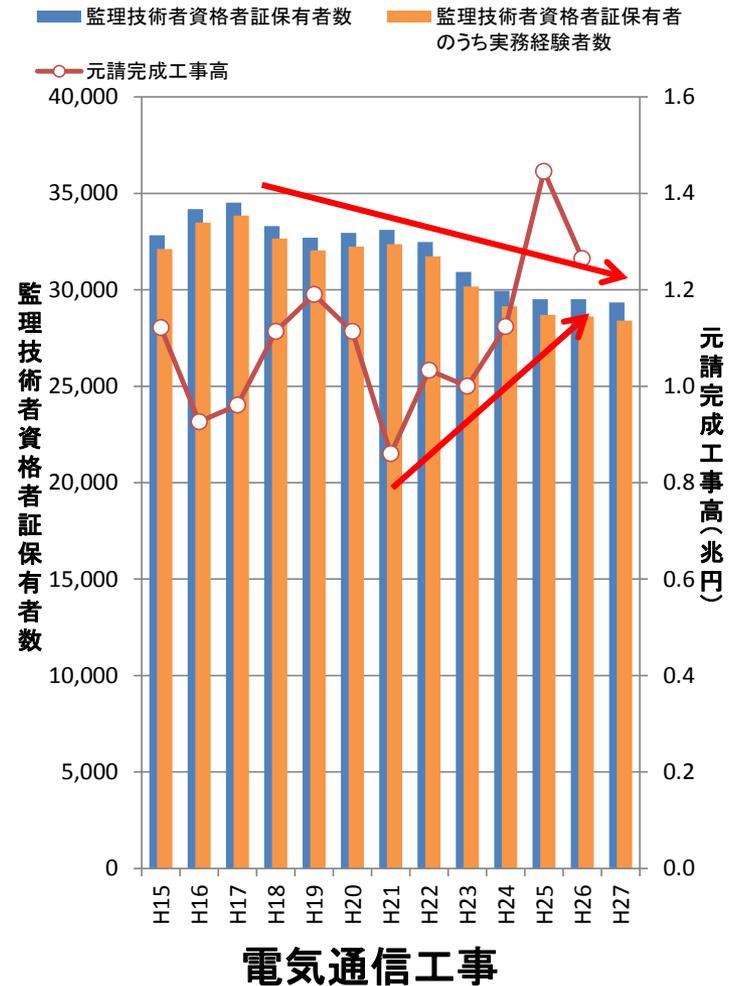
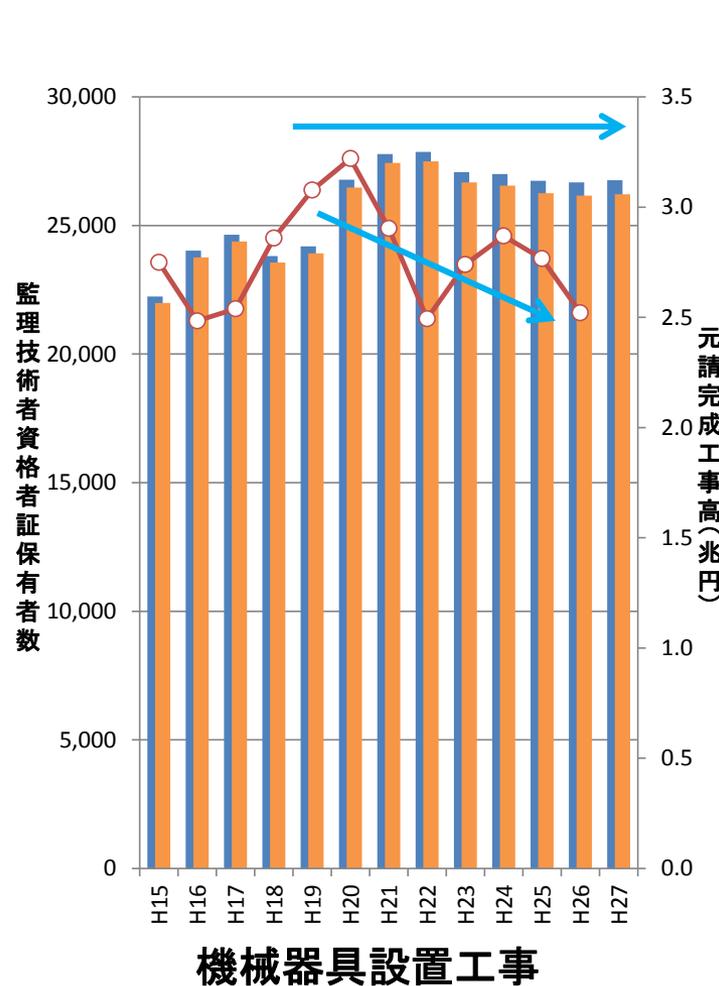
凡例 ■ 監理技術者資格 ■ 主任技術者資格 (数字は、資格取得後、必要な実務経験年数) ■ 指定建設業
◎は業種に対応した細かな資格の種別、部門、職種、科目が設定されている

電気通信工事における資格者の動向

第13回適正な施工確保のための技術者制度検討会
(平成28年10月19日) 資料3(抜粋)

【視点】現在の工事量に対し、監理技術者が確保できているか。

- 「機械器具設置工事」: 監理技術者数は横ばい傾向で、元請完成工事高は減少傾向。
- 「電気通信工事」: 監理技術者数は減少傾向で、元請完成工事高は増加傾向にあるため、技術者1人あたりの工事量が増加傾向。



出所) 監理技術者資格者証保有者数は各年度3月末現在の監理技術者資格者証保有者データ、元請完成工事高は建設工事施工統計調査(第2表及び第12表)より作成

検討の結果

電気通信工事については、

【視点】 工事量に対し、監理技術者が確保できているか

完成工事高と監理技術者数の推移から、監理技術者1人あたりの工事量が増加傾向

⇒ 今後、監理技術者の不足が懸念され、早期の対応が求められる

【視点】 既存の技術検定の種目での対応は可能か

既存の技術検定の種目と電気通信工事では、求められる技術が異なり、既存の技術検定による対応は不可能



電気通信工事に関する新たな国家資格(技術検定)の創設について早期に検討が必要

⇒ 別の場を設置し、具体的な内容について検討したい